

愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

本業務は、愛媛県内の児童相談所（福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター及び南予子ども・女性支援センター）の一時保護施設に入所中の児童について、学習の機会を確保し、児童の適性、能力等に応じた学習指導を行うことにより、学習に取り組む姿勢や態度を習得し、学習意欲や基礎学力の向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務
- (2) 期 間：令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (3) 内 容：別紙業務仕様書のとおり
- (4) 提案限度額：5,141千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

次に掲げる条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、国または愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 銀行当座取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 共同企業体の場合は、いずれかの構成員を代表者とする。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。また、代表者及び構成員は、上記(1)から(7)の要件を満たしていること。

4 スケジュール予定

- (1) 公募開始：令和8年2月20日（金）

- (2) 参加申込書提出期限 : 令和8年3月4日(水)
- (3) 質問書受付提出期限 : 令和8年3月5日(木)
- (4) 企画提案書提出期限 : 令和8年3月18日(水)

5 企画提案への参加

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書兼誓約書(様式1)及び会社概要(任意様式)を提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール、持参又は郵送により「10 問い合わせ先・提出先」へ提出。
- (2) 提出期限 令和8年3月4日(水) 17時15分まで(必着)

6 質問書の提出

企画提案への参加にあたり、質問がある場合には、質問書(様式3)を提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール、持参又は郵送により「10 問い合わせ先・提出先」へ提出。
- (2) 提出期限 令和8年3月5日(木) 17時15分まで(必着)
- (3) なお、質問に対する回答については、1週間以内にメール等で行う。

7 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案書の提出書(様式4) 1部
 - イ 企画提案書(様式指定なし) 4部(正本1部、副本3部)
 - ウ 見積書(様式指定なし) 4部(正本1部、副本3部)
- ただし、企画提案書は10ページ以内とする。(表紙は除く)

(2) 企画提案書等の作成方法

- ア 形式 原則として、A4判を基本とし、パワーポイントで作成すること。横書きで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。
- イ 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。
 - ・宛名: 愛媛県知事
 - ・標題: 愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務
 - ・提出年月日及び責任者、事務担当者の氏名・連絡先

ウ 内容

- ・仕様書に基づき、提案者のノウハウや考えられる支援内容等をできるだけ具体的に提案すること。
- ・学習指導員(予定)の経歴及び実績、業務内容を具体的に記載すること。
 - ※貴社の実績も含む

エ 見積書

消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出期限及び提出先

- ・令和8年3月18日(水) 17時15分まで(必着)

- ・提出先は「10 問い合わせ先・提出先」まで持参又は郵送とする。
併せて、メールでもデータ提出すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、必要に応じて、追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとする。

8 委託先候補者の選定

- (1) 別表1「審査委員」が書面による審査を実施する。
- (2) 別表2「審査基準」に定める審査項目に基づき審査を行い、事業者を選定する。
- (3) 審査内容については公表しない。審査結果についても異議申し立ては認めない。
- (4) 審査の結果は、全ての提案者にメール又は書面で通知する。

9 委託契約

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託者が委託先候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務仕様書」は、当該業務の想定水準を示したものである。したがって、委託者と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (4) 別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準ずることとする。
- (5) 本契約は、令和8年度愛媛県一般会計予算成立後締結する予定であり、予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。これにより、契約候補事業者において、損害が発生する場合でも、本県はその損害に関する一切の補償・補填・賠償を行わないものとする。

10 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先候補者選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 本実施要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

11 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 児童・女性支援施設係

TEL:089-912-2410 FAX:089-912-2409

メールアドレス : kosodate@pref.ehime.lg.jp (所属)

別表1 審査委員

1	福祉総合支援センター所長
2	教育委員会 指導部 義務教育課長
3	保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課長

別表2 審査基準

審査項目	内 容	配点
業務実績	学校・学習塾・家庭教師等において、学齢児に対し、これまで学習指導業務の経験があるか。	5
視点及び姿勢	一時保護中の児童に対する学習機会の保証の意義・重要性についてどのように捉えているか。	20
業務目的及び業務内容の理解度	一時保護所の入所児童に対する学習支援の目的・内容等について、仕様書等から十分に理解しているか。	20
提案内容	提案内容について、的確性、実現性、専門性等（学習支援内容や臨機応変な対応など説得力のある提案になっているか等）を考慮して総合的に評価する。 企画提案内容の主な評価項目については以下のとおり。 ①業務を確実に遂行するため、学習指導を行うための実施体制が確保されているか ②学習指導の具体的内容について実現性があり、具体的な内容となっているか（オンラインでの学習指導を含む） ③適切な指導を実施していくための指導体制や研修体制が整備されているか ④確実な業務管理体制の構築など、円滑な業務遂行が期待できるか	50
事業所等所在地	提案者の本社・支店等の所在地が愛媛県内であること。	5